◎新潟県訓令第19号
◎新 潟 県 議 会 訓 令第３号
◎新潟県人事委員会訓令第４号
◎新潟県監査委員訓令 第３号

本　　庁
地　域　機　関
県議会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局

新潟県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成28年３月新潟県訓令第３号、平成28年３月新潟県議会訓令第２号、平成28年３月新潟県人事委員会訓令第３号、平成28年３月新潟県監査委員訓令第１号）の一部を次の表のように改正し、令和８年11月16日から実施する。

令和８年11月16日

新　潟　県　知　事　　花　角　　英　世
新 潟 県 議 会 議 長　　小　島　　義　徳
新潟県人事委員会委員長　　氏　家　　信　彦
新 潟 県 代 表 監 査 委 員　　井　上　　智　美

（下線部分は改正部分）

改　　正　　後

別表第１（第２条関係）

職務の種類	職級	職制上の段階	標準的な職
１　２の項に掲げる職務以外の職務	（略）		
	課長級	本庁の課長、地域機関の長（東京事務所長、企業誘致・投資促進営業本部長及び地域振興局長を除く。）、地域振興局の部長及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	（略）
		（略）	
	（略）		
（略）			

改　　正　　前

別表第１（第２条関係）

職務の種類	職級	職制上の段階	標準的な職
１　２の項に掲げる職務以外の職務	（略）		
	課長級	本庁の課長、地域機関の長（東京事務所長及び地域振興局長を除く。）、地域振興局の部長及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	（略）
		（略）	
	（略）		
（略）			